

鳥取市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月14日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第50号

鳥取市補助金等交付規則の一部を改正する規則

鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「(補助事業等の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)」の次に「、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したとき」を加え、同条に次の1項を加える。

2 補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときに提出する補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金等から適用する。